

一般社団法人 福岡県専修学校各種学校協会の会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条に定める正会員、特別会員又は賛助会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人福岡県専修学校各種学校協会（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第7条第1項に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

- ①入会金 100,000円(入会初年度のみ)
- ②年会費 a～cの該当項目の合計額
学生・生徒数は当該年度の5月1日現在の実数とする。
 - a. 一般会費（全会員校）
学生・生徒1人当たり400円。
ただし1000人を超える部分は1人当たり200円
 - b. 専修学校加算額 1校当り年間 20,000円
 - c. 学校法人加算額 1校当り年間 30,000円

(2) 特別会員は、入会金も会費も要しない。

(3) 賛助会員は、賛助会員規約に定める。

2 事業年度の途中で入会した正会員又は賛助会員のその事業年度の会費は、月割とすること又は理事会の決議によってこれを減免することができる。

3 入会金については、管理部門（法人会計）において使用するものとする。

4 正会員及び賛助会員の会費については、管理部門（法人会計）に使用するものとする。

(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した正会員又は賛助会員は、入会決定通知を受けた日から30日以内に、入会金及びその事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として6月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 正会員又は賛助会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費納入表（別紙）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等)

第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、正会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(変更)

第5条 この規則に定める会費は、協会の財務状況を踏まえ定期的に見直す。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長（代表理事）が別に定める。

附 則

1. この規則は、一般社団法人福岡県専修学校各種学校協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規則は、平成25年6月26日から改正施行する。
3. この規則は、平成29年6月7日から改正施行する。
4. この規則は、令和2年12月3日から改正施行する。
5. この規則は、令和3年6月24日から改正施行する。

別紙（第3条関係）

会 費 台 帳

学 校 名	一般会費	専修学校加算額	学校法人加算額	合 計
〇〇〇〇専門学校				